

条例第1号

公立八女総合病院企業団債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、公立八女総合病院企業団（以下「企業団」という。）の債権の管理に関する事務の処理について、法令に定めがあるもののほか必要な事項を定めることにより、企業団の債権を適正に管理することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において企業団の債権とは、金銭の給付を目的とする企業団の権利をいう。

(企業長の責務)

第3条 企業長は、法令及びこの条例の定めるところにより、企業団の債権の収納に努めなければならない。

2 企業長は、企業団の債権について債務者の状況及び滞納理由その他必要な事項の把握に努め、適切な処置をとるものとする。

(台帳の整備)

第4条 企業長は、債権を適正に管理するため、書面又は電磁的記録により債権管理台帳を整備するものとする。

(債権の放棄)

第5条 企業長は、企業団の債権（消滅時効について時効の援用を要しない債権を除く。）について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該企業団の債権及びこれに係る損害賠償金を放棄することができる。

(1) 破産法(平成16年法律第75号)その他の法令の規定により債務者が当該企業団の債権についてその責任を免れたとき。

(2) 債務者が死亡し、その債務について相続人が限定承認をした場合、相続人全員が相続放棄をした場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価値が強制執行した場合の費用並びに当該債権等に優先して弁済を受ける企業団の債権及び企業団以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

(3) 企業団の債権の時効期間が満了したにもかかわらず、債務者が時効を援用するかどうかの意思を示さないとき。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年2月1日から施行する。